

## 亡き夫の借金（2023年12月4日産経新聞掲載）

### 「相続放棄の申述」手続きで返済不要に

#### 【質問】

1カ月前に夫が突然、他界しました。夫は預貯金などの財産が何もない状況で亡くなったので、特に相続の手続きを何もしていなかったのですが、先日、貸金業者から自宅に夫宛の「督促状」のはがきが届き、夫に借金があったことがわかりました。まだ小さい子供も一人いて、借金を払うような余裕はありません。どうすればいいでしょうか。

#### 【回答】

あなたとお子さんは基本的には亡くなった夫の「相続人」となりますので、財産がなかったとしても、負債を引き継いでしまいます。しかし、これには例外があり、「相続放棄の申述」という手続きを行えば、はじめから相続人ではなかったことになり、財産も負債も引き継がないとすることが可能です。

あなたの夫は預貯金などの財産が何もないままにお亡くなりになったということですから、この「相続放棄の申述」をすれば、借金を返さなくて済みます。お子さんは未成年なので、あなたが親権者として手続きをすることができます。この手続きをするためには、「相続放棄の申述書」に必要事項を記入し、戸籍謄本などの必要書類を添付して、亡くなった方が最後に住んでいた住所地の家庭裁判所に提出する必要があります。手続きが終わったら、そのことを貸金業者に連絡し、支払わない意思を明らかにしましょう。

この「相続放棄の申述」は期限があり、原則として亡くなってから3カ月以内に申述をしなければなりません。例外的に3カ月を経過した後に借金があったことを知ったなどの場合には、そこから3カ月以内に申述をしなければならず、経緯の説明や資料などが必要となる場合があります。

また、先に土地や預貯金などの遺産を相続したあとになって「相続放棄の申述」をしても相続放棄の効果は発生せず、相続人としての義務を負うことになってしまいますので、この点もお気をつけください。

あなた方が「相続放棄の申述」をすると、夫の父母（いなければ兄弟姉妹）が相続人であるということになり、もし、その方々も相続したくないとなれば、また別に「相続放棄の申述」をしなければならないことにも注意が必要です。

このような相続関係の手続きを任せられる専門家は弁護士だけです。まずは弁護士にご相談ください。

（弁護士 上岡美穂）